

# 古市三久議会報告

2012. 11. 10  
No.10  
電話 34 - 1139  
Email: f393@aquaplala.or.jp



9月定例会は、9月25日から10月11日までの17日間開催されました。総括審査の質問などを報告します。

## 第二原発の維持費用は最小限にとどめ賠償に充てるべき

東京電力の被害者に対する賠償は、加害者主導になっている。さらに第二原発等の補修点検には毎日2000人の作業員を投入して、費用は年900億円余りをつき込んでいる。再稼動に見込みがない原発に多額の費用をかけて維持することに多くの県民は納得していない。費用は最小限にとどめ賠償にあてるべきで

はないか。県の考えは

### 国、原子力損害賠償機構及び東電の責任で対応

生活環境部長「福島第二原発の保守作業及び県民の賠償にあてる費用は、法律に基づき原子力損害賠償機構と東京電力が策定し、本年5月に国が認定した『総合特別事業計画』により、国、機構、東電の責任において適切に対応する」と答弁。

### つけは国民（消費者）に

東電の再建計画でも再稼動は難しいと認めている。使えるあてのない原発にお金を使うべきではない。破たん処理をすべきだった。ところが国は銀行や株主を守り、東電をつぶさなかった。それが第二原発に多額の費用をかけることにつながっている。東電はこの900億円を、家庭向け電気料金の平均10.28%値上げの原価（費用）に含めている。それが銀行の条件だった。つけは国民（消費者）が負担することになった。

### 国民棄てられ 会社残る

今夏、原発を稼動しなくとも電力需給には問題がないことが証明された。関西電力は、大阪府市エネルギー戦略会議で、原発の再稼動は電力需給とは関係なくお願いしたいと陳情している。原発停止が2年続くと関西電力は経営破綻になる。電力の需給に関係なくとも原発の再稼動が優先される。現在の日本の状況は、原子力に囲まれた身動きの取れない社会構造になっている。

### 福島・みどりの風

9月1日から石原信市郎議員と会派「福島・みどりの風」を立ち上げ活動することになりました。経緯は、6月議会で「TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）参加反対を求める意見書」を、私は退席、石原議員は反対したために民主・県民連合から退会を勧告されたからです。

TPPで一番問題なのは、法律をアメリカ基準にするということです。TPPは、関税をなくすだけでなく、加入した国はアメリカが決めたルールに従わなければなりません。主権を売り渡しかねないTPPの参加は慎重に判断すべきです。私は、原発ゼロ社会の実現、TPP反対、原発災害から子どもたちをはじめ県民の健康を守り、安全で安心して生活できる県土の再生を目指して尽力します。

## TPP 米国人による 米国人のためのもの

TPPは24項目にわたる包括的な協定であり、農業と工業だけの問題ではありません。メリットがあると報道している自動車、家電製品などの「耐久消費財の輸出対GDP比率」は、わずか1.652%です。

日本は輸出依存度が13%の、国内需要に特化した国です。TPP参加後に予想されている輸出の伸びは、日本全体でもGDPの0.5%といわれています。

米国が特に狙っているのは、「金融サービス」、「投資」、「政府調達（公共事業）」などです。それにより輸入が急増し、それらの産業で働いている人の失業が増大します。さらに、「労働」分野に、人件費の安い外国人が大量に入り、その結果、失業者が増大し、加えて治安の悪化が予想されます。

24項目にわたって、米国の法律が日本の法律よりも優先されます。外国からの訴訟が増大します。働く者の賃金は低下します。

TPPは、米国が、日本の産業という産業を犠牲にし、また日本国民の資産を根こそぎ奪いとり、丸裸にして生き残りをはかるものです。

## 中間貯蔵施設と住民生活の両立は？

事故収束には程遠い原発。いまだに毎時100万～1000万ベクレルのセシウムの放出。廃炉までは何十年も先。安全神話で原発と共存し一瞬に無人の町村。そして今、中間貯蔵施設と共存を求める国。一方、双葉郡の住民は「仮の町」への移住が検討されている。中間貯蔵施設がつくられれば仮の町の「仮」が飛んで安住の町になるのでは、との声も聞かれる。

中間貯蔵施設の設置と帰還による住民生活は両立するのか、県の考えは。

### 県、施設の安全性は多くの疑問

生活環境部長「国から説明を受けた際に住民帰還とも関連する施設の安全性についても多くの疑問点を指摘した」と答弁。中間貯蔵施設が建設された町に住民は帰還の選択をするのか、という疑問は私だけでしょうか。

## 県民不在の県民健康管理調査

## 県民を侮辱

9月議会開会中に、県民健康管理調査の運営にかかる新聞報道があった。県民健康管理調査について、専門家が議論する検討委員会を、事前に集め秘密裏に「準備会」を開催し、調査結果に対する見解をすり合わせ、「準備会」の存在を外部に漏らさぬように口止めをしていた、という内容である。

県は調査委員会を立ち上げ調査を実施した。県は議会に、調査結果を「準備会」は、検討委員会における議論の促進を図るため、主に、検討委員会の資料を説明する場として開催したものであり、検討委員会における委員の意見などをあらかじめ調整したような事実はない。」と報告した。その後、「準備会で意見集約」と記した進行表案を県が作成していたことなど、調査結果を否定する報道が続いた。

県の一連の調査結果は、県民の信頼回復には程遠い内容になっている。こうした会議は県の決済文書に基づいて開催され、県民の税金で実施している。にもかかわらず「準備会」の議事録は公表されていない。

私たち「福島・みどりの風」は、知事に、県民健康管理調査検討委員会委員の総入れ替えを行う事などを申し入れた。県民健康管理調査の運営は、県民不在であり、県民を侮辱したものと言わざるを得ない。

## 原子力災害から健康を守る財源の確保

10月1日から18歳以下の医療費が無料になった。医療費無料化には県民健康管理基金を活用する。年間40億円程度が必要と見込まれており、恒久的な財源確保が課題となっている。放射能との闘いは極めて長期になることが想定され、県民の健康を守るには、長期にわたる安定した確実な財源確保が不可欠である。

国は、1974年原発予定地の反対運動を抑えて原発を推進するために特別会計である電源三法交付金を創設し、地域振興と称して安定した財源を原発立地自治体に交付してきた。

長期間にわたり県民の健康を守っていくためには、電源三法交付金と同様な新たな交付金制度の創設を国に求めるべきではないか。知事の考えは。

### 福島復興再生特措法の枠内で財源措置を国に求めていく

知事「福島復興再生特別措置法や基本方針の策定の過程で国に、長期にわたり十分な財源を確保するよう強く求めてきた。その結果、財源措置が明記された。今後国に施策の実行と財源確保を求めていく」と答弁。

### 原子力災害の特殊性を考慮した交付金制度の創設を

福島復興再生特別措置法には「予算の範囲内で」と財源措置が明記されているが、長期間（30年以上）の財源確保は不透明と言わざるをえない。チェルノブイリでは値切られてきている。電源三法交付金は年収が年3000億円超程度あり、福島県には年100億円以上が交付されてきた。

国は、原子力災害の特殊性を考慮し、県民の健康、医療、県土の再生、雇用確保、コミュニティの再生などを長期にわたり支援すべきである。そのために国は、特別会計による年数百億円以上の財源を交付する仕組みを創設すべきである。

### 原発事故子ども・被災者支援法「避難の権利」実現の第一歩

原発事故被災者支援法が6月成立した。この法律の策定背景には国の定めた賠償指針への不信があった。避難区域外から避難した人、避難したくても避難できない人に対する支援はなんら行われなかった。国の定めた賠償指針は、これらの人々の救済には不十分だった。医療保障や健康診断なども、福島県に限定したものだった。支援法は、原発事故の被災者の支援・救済を目的としている。在留者、避難者双方に国の責任として支援を行うこと、特に子どもの健康診断、医療費の減免などが盛り込まれた。「避難の権利」実現の第一歩となる。

### 許せない震災復興予算19兆円の摘み食い

9月9日、NHKスペシャル「追跡 復興予算19兆円」が放映された。被災地にお金が入らず、関係のないところに2兆円超のお金が流れている。被災地を侮辱している。いまやっと実態調査が始まった。

宮城県気仙沼市は被災した中小企業の復旧を支援する経済産業省の「中小企業グループ補助事業」の申請を却下された。いわき市四倉町商工会が申請した第5次（国）グループ補助事業も却下された。

一方、被災地とは直接関係しない反捕鯨団体、青少年交流事業、コンタクトレンズメーカーなど、205事業に多額の予算が流用されている。国は、「日本再生」という名目で、地域経済の建て直しのためにがんばっている地域を置き去りにしている。復興予算の主な財源は所得税や住民税の増税であり、復興を拡大解釈しての摘み食いは許せない。

## 国の責任を明記

この法律は国の責任（原子力政策を推進してきた社会的責任）を明記した。その上で一定の線量以上の地域を「支援対象地域」として、そこで生活する被災者、避難した被災者の双方を支援すると規定している。支援の内容は支援対象地域に住む被災者は医療の確保、子どもの就学援助、家庭・学校等における食の安全および安心の確保、自然体験等を通じた心身の健康の保持に関する施策など、避難した被災者には移動の支援、移動先における住宅の確保、就業の支援に関する施策を行うとなっている。

### 因果関係の立証責任は国が負う

被災者の定期的な健康診断、特に胎児を含む子どもたちが生涯にわたっての健康診断を受けられることが規定されている。子ども・妊婦の医療費の減免についても規定された。子ども・妊婦以外の減免は「認められるケースもある」と提案した議員から答弁があった。

被ばくと疾病の因果関係の立証責任は、被災者が負わないことになった。広島・長崎の被ばく問題や、水俣病の被害者が長年苦しめられてきた経験を踏まえている。

### 仏に魂を

この法律は理念法であるため、対象地域の定義づけ、基本方針、政省令の策定、予算措置などが鍵となる。基本方針には、支援対象地域の範囲や被災者生活支援計画を定めることになっている。支援対象地域が狭いものにならないように、被災者の支援が厳格に行われるようにしなければならない。仏に魂を入れる作業が残っている。

### 支援対象地域の範囲は年間被ばく線量1ミリSvを最低の基準で

原発事故子ども・被災者支援法の基本方針における支援対象地域の範囲について、追加被ばく線量1ミリSvを最低の基準として指定するよう国に要望すべきと思うが、県の考えは。

### 被災者に寄り添った支援を国に求める

生活環境部長「支援対象地域については、放射線量のみならず、被災者の生活実態や市町村の意向等に配慮して指定される必要がある。県は、今後基本方針に本県の実状が反映され、被災者に寄り添ったきめ細かな支援策が早期に実施されるよう国に求めていく」と答弁。

### 国会 1ミリSV以下目指す

第八条第一項において、支援対象地域は、「その地域における放射線量が政府による避難に係る指示が行われるべき基準を下回っているが一定の基準以上である地域」。国会の審議では、この「一定の基準」に関しては、ICRP（国際放射線防護委員会）が公衆の被ばく限度を年1ミリシーベルトとしていることなどをあげ、「1ミリシーベルト以下を目指していく」となった。

### 国、東電の責任で、いわき市に病院を整備すべきでは？

いわき市の医療は、震災前から医療過疎地になっていた。震災後は避難者23000名超を受け入れ、医療過疎地は深化した。国及び東京電力に対して、県立大野病院規模の医師、看護師などの人材確保も含めて病院を整備するように求めるべきと、県に尋ねた。

県の答えは、従来の答弁から一步も出ず、いわき市は新病院の整備を計画しているからそれで我慢するしかない。「仮の町」が実現すると、さらに避難者が増えることは明らか。新公立病院だけで解決できるとは思えない。いわき市の地域医療の再生には、新たな病院建設が不可避になりつつある。